御所市地域公共交通計画の策定方針について

1 計画策定の目的と意義

御所市(以下「本市」という。)では、近年、第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略や第6次総合計画が策定され、現在立地適正化計画の策定が進んでいるなど、まちづくりに関する計画の策定が進んでおり、今後、これらの計画に基づくまちづくりを実現していくことになります。また、本市では、近鉄・JR御所駅周辺の新たなにぎわい拠点整備などのまちづくりを進めているほか、2023年(令和5年)1月から市北部と南部の需要に応じたコミュニティバスとデマンド交通の実証運行が開始される予定であることから、本市における交通とまちづくりの関係はより密接になりつつあります。

一方で、人口減少や少子高齢化が進行していく中で、公共交通が果たす役割はますます重要となり、その 維持・確保を図る必要があります。

こうした状況の中、本市では、2010年(平成22年)3月に「御所市地域公共交通総合連携計画」を、また2019年(平成31年)3月には「御所市内公共交通運行効率化計画」を策定し、さらに今年度には「御所市総合交通戦略」の策定が予定されているなど、関係行政機関や公共交通事業者、地域住民と連携して地域公共交通の利便性向上や効率化、利用促進等に取り組んでいます。

このことから、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(2017年(平成19年)法律第59号)(以下「法」という。)」の改正に基づき「御所市地域公共交通計画(以下「本計画」という。)」を策定し、持続可能な地域公共交通の維持・確保・改善を戦略的に推進します。

本計画の策定にあたっては、「御所市第6次総合計画」を上位計画として、「御所市都市計画マスタープラン」、「御所市第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略」を始めとするまちづくり計画や、現在策定中の「御所市総合交通戦略」をはじめとする他分野の計画など、関連計画との整合を図りながら策定します。

表:地域公共交通計画策定の意義(メリット)

メリット1 地域公共交通政策の「憲法」(マスタープラン)

メリット2 まちづくり施策や観光施策との連携強化

メリット3 関係者間の連携強化

メリット4 交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化

メリット5 公共交通事業の継続性

資料:地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(2022年(令和4年)3月 国土交通省)

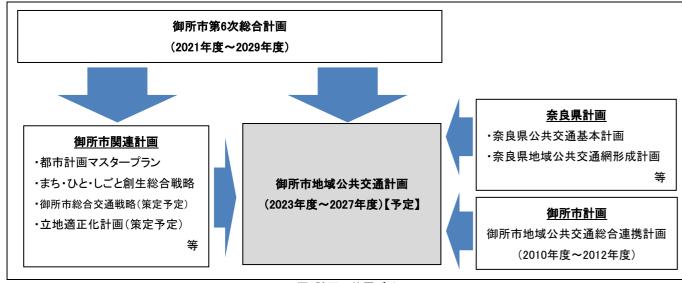


図:計画の位置づけ

2 これまでの公共交通に関する計画との違い

2020年(令和2年)の法改正に伴い、新たな法定計画として「地域公共交通計画」の<u>作成が努力義務化</u>されました。

地域公共交通計画は、従来の網形成計画や連携計画に対し対象や内容、位置づけ、実効性確保のそれぞれの面で拡充させ、新たな計画とすることで、地域交通に関する各種の取組みをさらに促進していくことを目的としています。

表:地域公共交通計画と従来の計画の違い

項目	地域公共交通計画 (2020年(令和2年)~)	網形成計画 (2014年(平成26年)~)	連携計画 (2007年(平成19年)~)
計画の対象	・ ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉え改善や充実に取り組む・ 地域の多様な輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことで、持続可能な地域、旅客運送サービス(※)の提供を確保	・ バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実(主に路線の再編や新規整備)を対象とする	・ バス交通などの活性化・再生を目的としており、特定の交通機関に特化した計画の作成も可能
位置づけ	・ 地方公共団体による作成を 法的に努力義務化・ 基本的に全ての地方公共 団体において計画の作成 や実施に取り組む	・ 地方公共団体による作成 が可能	・ 市町村による作成が可能 (ただし、複数市町村での 作成も可能)
実効性確保	 ・ 定量的な<u>目標の設定</u>や毎年度の<u>評価などの仕組みを制度化</u> ・ 定量的なデータに基づく PDCAの取組を強化 	標を明示 ・ 原則として計画期間の終了	・ 可能な限り具体的かつ 明確な目標を設定

資料:地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(2022年(令和4年)3月 国土交通省)

※地域旅客運送サービス



図:地域旅客運送サービスイメージ図

資料:地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(2022年(令和4年)3月 国土交通省)

3 計画の内容と方針

地域公共交通計画では、法に基づき記載が必要な事項があり、計画の構成としては以下の内容で整理する 予定です。

表:計画の記載事項の概要と本市における記載方針(案)

	表:計画の記載争項の概要と本中における記載方針(余)				
記載事項	概要	本市における記載方針			
①基本的な方針		計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定めます。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理します。			
②計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定します。	市域全体を基本とし、現況分析及び現 況整理の結果を踏まえて計画の区域を 決定します。			
③計画の目標	①に即して定量的な目標を設定します。	現況分析及び現況整理の結果を踏まえ、課題を整理し、課題解決及び①の実現のため、計画期間中に達成すべきことをまちづくり全般に係る目標(政策レベル)及び地域旅客運送サービスに係る目標(事業レベル)の視点から設定します。			
④実施事業		市民が抱える多様な課題解決のための 最適なサービス提供のあり方(事業)の 検討を行います。 課題解決の一環として、既存の公共交 通に加え、多様な輸送手段の活用、導 入についても検討します。			
⑤実施主体	④の事業の実現に必要な事業・実施主体を整理します。	④の事業を実施する主体を明確にし、連携を図ります。			
⑥計画の達成状況の評価	達成状況の評価計画と評価を踏まえた 見直し方針を立てます。	③及び④の達成状況について、社会情勢を踏まえて評価します。目標値については、実効性の高い指標を検討します。 また、達成状況の評価方法・PDCAの実施方法について整理します。			
⑦計画期間	原則5年程度ですが、地域の実情に合わせて設定します。	令和5年度から令和9年度までの5年間を 計画期間とします。			
⑧その他	その他、基本方針に基づき記載すべき 事項があれば記載します。	その他必要な事項があれば記載します。			

資料:地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(2022年(令和4年)3月 国土交通省)

4 調査の内容と方法

「3. 計画の内容と方針」の①基本的な方針から⑤実施主体を検討するにあたり、移動等の現状及びニーズを把握するため、利用実態調査ならびに市民アンケート調査を実施しています。

表:利用実態調査の概要

交通 手段	調査時期	調査内容・方法
鉄道 (近鉄•JR)	10月14日 平日1日 (7-20時)	【調査内容】 鉄道の利用状況(目的・頻度・乗降駅) 他の交通機関との乗り継ぎ状況 鉄道の満足度・重要度 等 【回収方法】 調査員が駅で配布する。回収は郵送・WEB。
路線バス(奈良交通)	10月14日 平日1日 (7-20時)	【調査内容】 路線バスの利用状況(目的・頻度・乗降バス停) 他の交通機関との乗り継ぎ状況 路線バスの満足度・重要度 等 【回収方法】 バス車内に調査員が乗り込んでアンケートを配布する。回収は郵送・WEB。
コミュニティ バス (ひまわり号)	10月14日 平日1日 (7-20時)	【調査内容】 コミュニティバスの利用状況(目的・頻度・乗降駅) 他の交通機関との乗り継ぎ状況 コミュニティバスの満足度・重要度 等 (全交通手段共通) 【回収方法】 バス車内に調査員が乗り込んでアンケートを配布する。回収は郵送・WEB。

※WEBアンケートについては、調査票にQRコードを記載。QRコードは全ての交通手段で共通のものを使用。 アンケートフォーム: https://forms.gle/2Mh65FeiXTKBjoUq5

表:市民アンケート調査の概要

項目	調査内容·方法	
調査時期	10月14日発送 約2週間	
調査方法	対象:約2,000人(高校生以上を対象)。回収は郵送・WEB。	
調査項目	 ○住まい、ご自身のことについて ○普段の生活での外出について ○鉄道(JR・近鉄)について ○路線バスについて ○マクシーについて ○今後の公共交通について(市内の公共交通が利用しやすくなったら) ○地域社会とのつながりについて ○近鉄・JR御所駅について ○デマンド交通について ○公共交通に関する自由意見 	

※WEBアンケートについては、調査票にQRコードを記載。

アンケートフォーム: https://forms.gle/VACvY4x2FyVeVDZm7 ※市民アンケートには公共交通利用促進のチラシを同封。

5 策定スケジュール

本計画の策定スケジュールは以下のとおりです。

計画策定において今回を含め計4回の御所市地域公共交通会議でご議論いただき策定を行う予定です。(2022年度(令和4年度)3回、2023年度(令和5年度)1回)

表: 策定スケジュールと協議会の議事内容(案)

方針について ・一トの実施について	
一下の夫他について	
・利用実態調査、市民アンケートの結果について ・公共交通網の問題点、課題について ・計画の基本方針や目標について ・計画に位置づける事業内容の枠組みについて	
	- ・具体的な事業、スケジュールについて
・計画原案の検討、パブリックコメントの実施について	
・パブリックコメントの結果について	
・地域公共交通計画について(決議)	